

野焼きは法律で禁止されています



～野焼きをすると～

- ・灰、すす、悪臭など周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、煙による健康被害もあります。
- ・家屋や山林に燃え移り、大規模な火災に発展することがあります。

違反した
場合

5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金

又はこれらの両方が科される場合があります。

例外として

- ・農業・林業を営む上でやむを得ず行う焼却
 - ・どんど焼きなど、風俗・習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却 など
- 規定はありますが、苦情があれば改善指導の対象となります。

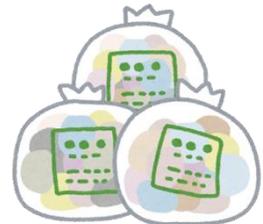
刈草等はルールにしたがって正しく処分するよう御協力をお願いします。

◆枯葉、刈草

- ・土がない状態で燃やせるごみの袋に入れて排出してください。
 - ・袋に入らない場合は、直接クリーンセンターいずへ搬入してください。
- この場合、10 kgにつき10円の処理手数料がかかります。

◆剪定枝

- ・太さ5 cm、長さ50 cm未満の剪定枝については、燃やせるごみ袋に入れて排出できます。
 - ・これ以上の大きさについては粗大ごみとなりますので、仮設長岡リサイクルセンターへ直接搬入してください。
- 施設で受け入れが可能な大きさは、太さ10 cm、長さ1m未満のものです。



【問合せ】

市民環境部 環境政策課(大仁庁舎内)

0558-76-8002